

Ashiya information

国民年金保険料の支払いが困難な人は免除・納付猶予の申請を

【免除】

免除には4種類「全額」「4分の3」「半額」「4分の1」があります。免除の期間は、受給資格期間に算入され、将来の年金額にも免除の種類に応じて一部反映されます。

■**対象** 本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が基準額以下の人。(免除の種類や世帯構成により基準額が異なります。)

※詳細は市民課管理係年金担当へお問い合わせください。

■**保険料** 免除の種類ごとの保険料は以下のとおり

種類	保険料
全額免除	0円
4分の3免除	4,140円
半額免除	8,270円
4分の1免除	12,410円

【納付猶予】

50歳未満の人の納付を猶予する制度。猶予された期間は受給資格期間には算入されませんが、将来の年金額には反映されません。

■**対象** 本人・配偶者それぞれの前年所得が基準額以下の人(世帯構成により基準額が違います。)

※詳しくは市民課管理係(年金担当)までお問い合わせください。

【申請方法】

いずれも、マイナンバーが確認できるもの、印鑑(代理人の場合のみ)、失業による申請は離職票等を持参し、市民課管理係(年金担当)へ。

【保険料の追納】

免除や納付猶予を受けた期間の保険料は10年以内に納めること(追納)ができます。追納により将来の年金額に反映されます。追納には加算額が上乗せされる場合があります。

※国民年金の届出・申請には原則マイナンバーを記載することになっています。マイナンバーが確認できる書類をご持参いただくと手続がスムーズにできます。(なくても手続はできます。)

■**問い合わせ** 市民課管理係年金担当

☎ 38-2036

無年金外国籍高齢者等福祉給付金

■**対象** 大正15年(1926年)4月1日以前に生まれ、次のいずれかにあてはまる人

①昭和57年(1982年)1月1日現在、日本国内

福祉医療費助成制度

7月1日からの受給要件は、下表のとおりです。あてはまる人は申請してください。※すでに申請済みの人は必要ありません。

医療区分	対象	所得制限基準等(令和元年分所得)
高齢期移行助成	65歳になる月から70歳になる月までの人(1日生まれの人は前月までを対象) ※生年月日が昭和27年6月30日以前の人を受給要件が一部異なります。下記までお問い合わせください。	市民税が課税されていない世帯で、次のいずれかに当てはまる人 ◆世帯全員に所得がない人(年金収入の場合は80万円以下) ◆受給者本人の年金収入と所得の合計が80万円以下で、要介護2以上の認定を受けている人
乳幼児等医療費助成	0歳児 1歳から小学校3年生修了前まで	所得制限なし 保護者等それぞれの市(区)町村民税所得割額が23万5千円未満
こども医療費助成	小学校4年生から中学校修了前まで ※15歳になった後の3月31日まで	
母子家庭等医療費助成	◆母子・父子家庭等の父母とその児童 ◆父母と死別した児童等 ◆父母のいない児童を扶養する配偶者のいない養育者 ※いずれも児童が18歳になった後の3月31日まで	母等扶養義務者の扶養人数が0人の場合、所得が192万円未満 扶養人数が1人増えるごとに192万円に38万円を加算した額未満
障害者医療費助成	身体障害者手帳1級～3級、療育手帳(A・B1)、精神障害者保健福祉手帳1級・2級	受給者本人・配偶者・扶養義務者それぞれの市(区)町村民税所得割額が23万5千円未満
高齢障害者医療費助成	後期高齢者医療被保険者で、身体障害者手帳1級～3級、療育手帳(A・B1)、精神障害者保健福祉手帳1級・2級	

■福祉医療費受給者証の更新

現在、福祉医療費受給者証をお持ちの人は6月30日で有効期間が終了します。

対象の人へ新しい福祉医療費受給者証を6月末に送付します。

※受給者証が届くまでに医療機関等で受診された場合は、申請により還付しますので、必ず領収書を保管しておいてください。

■現況届の提出

母子家庭等医療費助成制度を受給している人で、まだ現況届を提出していない人は、至急提出してください。現況届の提出がないと、所得が基準額未満でも受給できません。

■令和2年7月診療分から他公費医療と福祉医療との併用助成ができるようになります

他公費医療(自立支援医療・指定難病・小児慢性特定疾病等)の助成を受けて支払った自己負担額の一部または全部を申請により還付します。詳しい手続き方法については、下記までお問い合わせください。

■医療機関・薬局の適正受診にご協力を。お薬手帳を持参し薬のもらいすぎに注意しましょう。

救急の場合を除き、できるだけ時間外・深夜・休日の受診は控えましょう。

■問い合わせ 地域福祉課福祉医療係 ☎38-2076

で外国人登録法による居住地登録をしていた

②昭和57年(1982年)1月1日以前に外国人登録法による居住地登録をし、昭和36年(1961年)4月1日以降に日本国籍を取得した人で、年金受給資格期間を制度上満たすことができない

③日本人で長期間海外に在住し、昭和36年(1961年)4月1日以降に帰国、年金受給資格期間を制度上満たすことができない

※①～③にあてはまる人で次の人は対象外です

▶公的年金等(年額712,000円以上)の受給者

▶芦屋市重度障害者等特別給付金の受給者

▶生活保護の受給者

▶本人・配偶者・扶養義務者の所得が制限額を超える人

■**支給月額** 33,375円

■**問い合わせ** 市民課管理係 ☎38-2030

社会教育関係団体の新規登録申請受付



■登録承認の有効期間

10月1日～令和3年9月30日

■登録要件

- 次のすべてにあてはまること
- ①過去1年以上の実績があり、継続的かつ計画的に活動を行い、事業の成果が地域社会に還元されることが期待できる活動
 - ②希望者はいつでもその団体の活動に参加できる